



No.649
3 分間
税ミナール

令和 7 年 11 月 12 日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

国税庁、税務調査等におけるオンラインツール利用案内を公表

国税庁は2025年10月17日、税務調査等の業務にオンラインツールを活用する方針を「オンラインツール利用案内」にて示しました。これは、政府共通の業務実施環境である「ガバメントソリューションサービス(GSS)」の導入に伴うものであり、税務行政のデジタル化を推進する一環として位置づけられています。

今回の案内では、法人・個人を問わず、すべての税目において必要に応じてオンラインツールを活用した税務調査等を実施することが示されています。対象となる税目には、法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税などが含まれ、調査の対象者も広範囲に及びます。

オンラインツールの具体的な内容としては、インターネットメールによる連絡、Web会議システム(Microsoft Teams)による面談、オンラインストレージサービス(PrimeDrive)を用いた資料の受け渡しなどが挙げられています。これらのツールは、納税者と国税庁職員との間で円滑なコミュニケーションを図るために活用されます。

なお、オンライン調査の実施にあたっては、納税者の同意が前提となっており、「オンラインツールの利用に関する同意書」の提出が求められます。同意書の提出は、e-Taxを通じて行うことが可能です。また、調査の通知は原則として口頭で行われ、その後の連絡や資料提出などがオンラインで進められる流れとなっています。ただし、税務調査等における利用については、国税当局の判断により必要に応じて行うため、オンラインツールの利用を希望した場合でも、対面で税務調査等を実施する場合があることにご留意くださいとしているほか、国税庁をかたった不審なメールや電話にご注意下さいとしています。

導入スケジュールについては、2025年10月より金沢国税局および福岡国税局とその管轄税務署で先行的に開始され、2026年3月以降、その他の国税局および税務署において順次導入される予定です。

* 詳細は以下の資料をご覧ください

「税務行政におけるオンラインツールの利用について(国税庁)」令和7年10月17日

<https://www.nta.go.jp/about/introduction/torikumi/onlinetool/index.htm>

